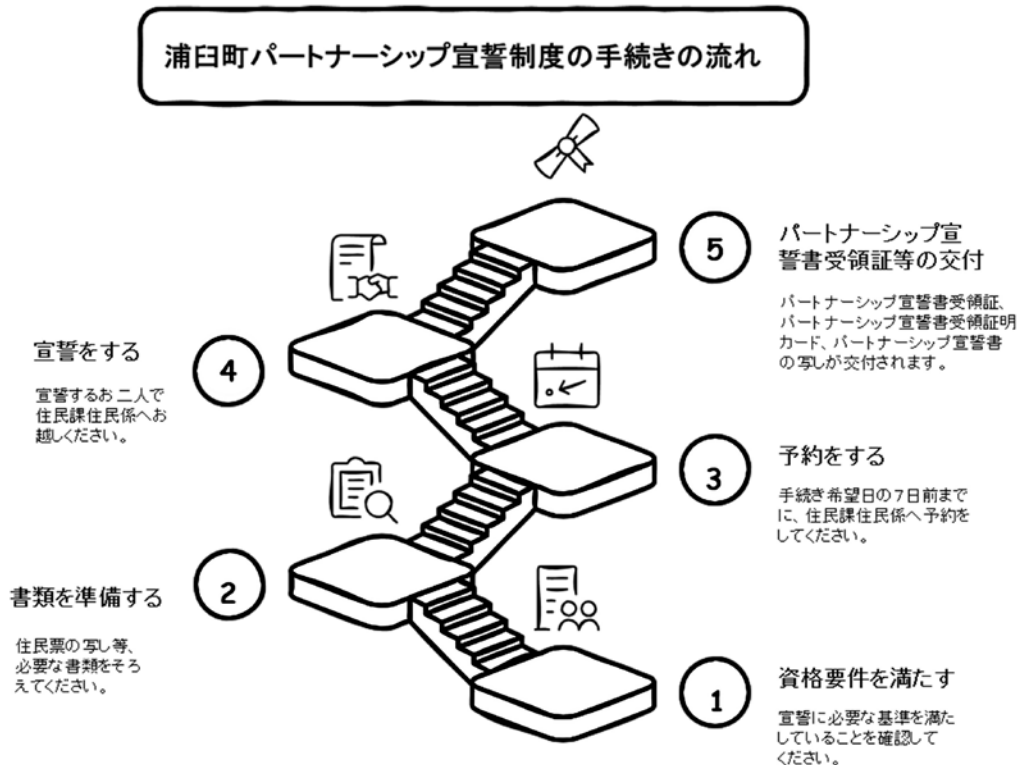


誰もが自分らしく暮らせる未来へ 浦臼町パートナーシップ宣誓制度について

浦臼町では、LGBTQと呼ばれる性の多様性を認め合い、個人として尊重され、自分らしく安心して生活できることを目的に「浦臼町パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

本制度では、町に宣誓書を提出した二人を対象に、「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付します。法的な婚姻と同等の効力を持つものではありませんが、宣誓を行うことで、町としてお二人の関係性を尊重し、一部の行政サービスが利用可能となります。相続や税の控除などの法律上の効果は生じないものの、町が認めることをきっかけとして、地域における理解促進につながり、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指します。



浦臼町パートナーシップ宣誓制度について意見を募集します

○公表する資料

- ・浦臼町パートナーシップ宣誓制度の概要について（案）
- ・浦臼町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（案）
- ・浦臼町パートナーシップ宣誓制度手続きガイド（案）

○募集期間

8月12日（火）～8月29日（金）

○意見を提出できる方

町内在住者、町内で働く方、町内で事業を営む事業者および法人その他の団体および個人

○閲覧場所・配布場所

役場正面玄関前・役場1階住民課窓口・浦臼町ホームページ

○提出方法

提出用投稿箱・郵送・持参・Eメール

○意見の提出・問い合わせ先

〒061-0692

樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地の15

浦臼町役場住民課住民係（電話：0125-68-2112 E-mail: partnership@town.urausu.lg.jp）

※メールで提出する場合は、件名に「パートナーシップ宣誓制度（案）に対する意見」と記載し、「意見・提案用紙」を添付してください。

宣誓を行うことで利用可能となる行政サービス

手続きの種別	内 容
町 営 住 宅 の 申 込	パートナーとの入居申込、同居申請（入居資格の要件等）
税関係の証明書の発行	同一世帯のパートナーは、納税証明書・町道民税の所得証明書、固定資産評価証明書など税関係の証明の発行を請求できる。
固定資産税台帳の縦覧	同一世帯の場合、パートナーは縦覧及び閲覧することができる。

※世帯が同一であれば、パートナーシップ宣誓をしなくても届け出や申請できる手続きあり
（例：住民票の届出・交付申請、国民健康保険の加入・届出・交付申請 など）

知っていますか？ L G B T Q のこと。

L G B T Q は、いろいろな「性のあり方」を持つ人々を表す言葉です。「男」や「女」だけでは分けられない、さまざまな性や恋愛の形があることを意味しています。

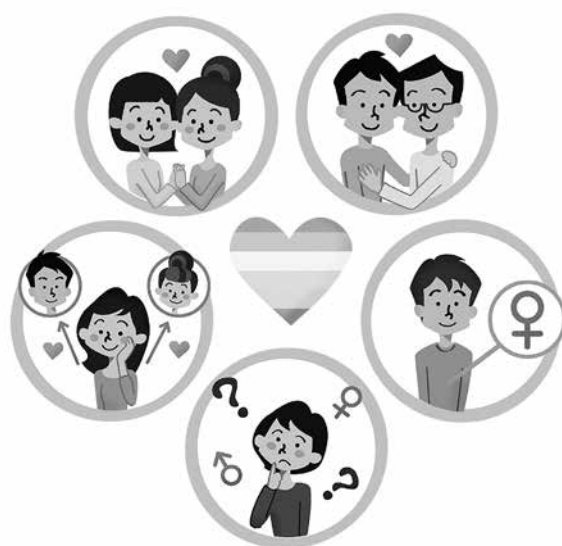
L（レズビアン）：女性で、女性を好きになる人

G（ゲイ）：男性で、男性を好きになる人

B（バイセクシュアル）：男性も女性も好きになる人

T（トランスジェンダー）：生まれたときに割り当てられた性別と、自分が感じる性別が違う人

Q（クエスチョニング）：性のあり方が「男」「女」などの枠に当てはまらない、または自分の性がまだ分からない・決めていない人



決して「特別な存在」ではない。

日本における L G B T Q 当事者の割合は、調査によって幅がありますが、以下の結果が示されています。

- ・ 20～59歳の日本人のうち9.7%（約10人に1人）
- ・ 他の調査でも8～10%前後（10～13人に1人）という結果が多く、これは「佐藤」「鈴木」「高橋」「田中」姓の人の割合（約5%）よりも多いと例えられることがあります。

○身近な例

学 校：40人クラスに3～4人

職 場：社員100人の会社で9～10人

家族や親戚：親戚20人で1～2人

現代社会には、主に異性間の婚姻を前提とした制度や慣習が多く存在しています。しかし、性のあり方は人それぞれ多様であり、異性間に限らず、同性のパートナーや事実婚など、様々な形で人生を共に歩む方々もいます。

近年、性的マイノリティは社会的に認知されつつありますが、依然として偏見や差別に苦しんでいる方々がいることも事実です。

性的マイノリティは、決して特別な存在ではありません。誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、互いを尊重し、理解を深めていくことが大切です。